

石川県特定有人国境離島地域の 地域社会の維持に関する計画

平成 2 9 年 9 月

(令和 4 年 9 月改訂)

石 川 県

目 次

第 1 基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1 頁
2	計画の目的	1 頁
3	計画の基本的方針及び意義	2 頁
4	計画の基本目標	2 頁
5	計画の期間	3 頁
6	計画の対象地域	3 頁
7	離島振興計画との関係	3 頁
8	推進体制	3 頁

第 2 特定有人国境離島地域の現状

1	舳倉島の現状	3 頁
---	--------	-----

第 3 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策

1	国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化	5 頁
2	生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減	8 頁

3	雇用機会の拡充等	9 頁
4	安定的な漁業経営の確保等	11 頁
5	その他地域社会の維持に関し必要な事項	13 頁

第4 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

1	数値目標の達成状況や政策効果の評価	14 頁
2	KPI 及び成果目標	14 頁

第1 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

舢倉島は、本土輪島市の北方沖合約 48km に位置する県の最北端に位置する有人離島である。

厳しい自然的条件や本土から遠距離にある地理的条件を有する中、人口減少の長期継続、高齢化の進行など、本土に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、離島振興を図るため、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島振興対策実施地域の指定を受け、離島振興計画を策定し、各種社会資本の整備をはじめ各般にわたる離島振興施策を展開し、これらの取組によって、舢倉島の産業基盤や生活水準は着実に向上してきたが、本土と比べて未だ低位な状況にある。

こうした中、平成 29 年 4 月に施行された有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下「有人国境離島法」という。）においては、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することとされ、本県では、舢倉島が特定有人国境離島地域に指定されたところである。

加えて、国では有人国境離島法の施行に向けて、平成 29 年度予算において、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金などの所要の予算を計上するとともに、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する基本的な方針を策定したところである。

県では、このような状況及び有人国境離島法の趣旨を踏まえ、舢倉島の地域社会の維持のための取組を推進するため、同法第 10 条に規定する特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画として、地元輪島市の意見を踏まえ、本計画を定めるものである。

計画の実行に当たっては、国、県、輪島市だけでなく、一般市民も積極的に参画し、一体的な取組を展開することが必要である。

2 計画の目的

本計画は、有人国境離島法の趣旨を踏まえた特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策を具体的に示すものである。

3 計画の基本的方針及び意義

以下の3つの施策の方向性を踏まえ、県及び輪島市は、航路運賃の低廉化、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、漁業経営の安定的確保等に総合的に取り組む。

①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和

特に外海遠隔離島であることによって生じている人の往来・物の移動に関する条件不利性を緩和すること。

②交流促進のためのきっかけづくり

地域外の人々に対して、特定有人国境離島地域に観光で訪れたいというきっかけをつくること。

③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

地域外との交流を通じて、島の魅力を再発見し高めるとともに、島における「人づくり」を進めること。

上記の基本的方針に基づき、必要な施策を推進し、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが、我が国の領海や排他的経済水域の保全等にとって重要な意義を有する。

4 計画の基本目標

特定有人国境離島地域は、その人口が昭和30年頃から概ね半減か、それ以上の減少となっており、地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要な地域である。

基本方針において、国は、有人国境離島法の期限である2027年に向けて、「特定有人国境離島地域における人口の社会増」を施策の基本目標として掲げ、地方公共団体による地域社会の維持に関する施策を推進、支援していくこととされている。

基本方針や舳倉島の住民は基本的に本土に居住し、漁獲時期に島へ移住するという特殊性を踏まえ、舳倉島においては、有人国境離島法の期限である2027年に向けて、「舳倉島における人口の現状維持」を施策の基本目標とする。

《基本目標》

2027年に向けて、舳倉島における人口の現状維持を実現する。

○舳倉島の国勢調査人口

105人 (H27) → 105人 (R2) → 105人 (R7)

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 10 年間とし、5 か年を目途に、特定有人国境離島地域における状況の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

6 計画の対象地域

本計画の対象地域は、有人国境離島法第 2 条第 2 項に基づき指定される特定有人国境離島地域である舢倉島地域とする。

7 離島振興計画との関係

特定有人国境離島地域は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域でもあることから、県及び輪島市は、引き続き、離島振興法に基づく各種離島振興施策を講じ、離島の自立的発展を促進しつつ、これらの施策と整合的に、地域社会維持に関する施策を推進するものとする。

有人国境離島法に基づく本計画は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持の観点から、離島振興法に基づく本県の離島振興計画を補完するものとして策定する。

8 推進体制

本計画に盛り込まれた地域社会を維持するための取組については、次の体制により推進する。

輪島市は、現場の事業者のチャレンジ意欲を喚起し、地域の魅力や情報を発信していくなど、地域の民間主体を巻き込み、寄り添いながら官民一体で交流拡大のための取組を実践していく役割を担うとともに、地域社会の維持が有人国境離島の活動拠点としての機能を維持するために行われるものであるという施策の意義を意識し、地域の民間主体等にも認知してもらうよう努める。

県は、国と輪島市をつなぎ、国とともに地域社会の維持に関する財政的・人的支援や情報提供・発信を行う役割を担う。

第 2 特定有人国境離島地域の現状

1 舢倉島の現状

本県の特定有人国境離島地域である舢倉島は、本土輪島市の北方沖合約 48km に位置し、面積 0.55 k m²、東西約 1,600m、南北約 600m の長卵型であり、海拔は 12.4m と平坦である。

土壌は溶岩質であるが、南東岸は円礫からなる砂利浜が続き、強風と津波の影響になる部分で北西岸や南西岸に比べて風も波浪も弱く、集落や港はここに形成されている。

島には強風と波浪のためか原生の樹木を見ることはできない。しかし、昭和34年より国、県の治山事業として、防風を目的に松樹の保育が進められている。

島の付近の海域は対馬暖流の影響下にあり、大陸棚が広がる好漁場となっていることから、沿岸・沖合漁業の基地として大きな役割を担っている。

舢倉島の歴史は古く、縄文時代晩期から人々の活動の形跡が残り、日本海における海上交通の要衝として大陸との交流もうかがい知れるところである。

現在、舢倉島は、輪島市海士町の漁民が主として漁業を営んでいるが、海士町の人々は、今から400数十年前の永禄年間、羽咋の海に漂着した筑前国鐘ヶ崎の漁民13人が次第に能登を北上し、元和3年（1617年）に輪島の地に住居を許されたのが始まりで、慶安2年（1649年）には加賀藩から現輪島市海士町の土地を拝領したといわれている。このような沿革から、海士町の人々は独自の文化を強く有している。

舢倉島は昭和30年代までは島に定住する人はほとんどなく、夏期のみ輪島市海士町の海女等の漁民が季節移住していたが、昭和32年に離島振興対策実施地域の指定を受け、その後、島のライフラインである発電施設、離島航路、海水淡水化施設の整備が徐々に図られてきた。

舢倉島の人口は、漁獲時期のピーク時で海女等の漁業関係者を主体として200人ほどで冬期間では30人ほどである。令和2年の国勢調査人口は66人、32世帯である。

このように舢倉島の人口及び面積が、県全体に占める割合は僅かではあるが、唯一の産業ともいえる漁業は、漁業従事者数100人で本県の3%、島での水揚げ金額で約1%（平成30年度）を占めている。

本島の漁業形態は漁船による操業に加え、いわゆる伝来の海女漁法によるサザエ、アワビ漁に特色を有しており、それが独特の風土を醸し出している。

舢倉島は従来より磯釣りやバードウォッチングの適地として知られ、近年は島の観光資源となっている。

【人口の推移】

	区分	H12	H17	H22	H27	R2
舢倉島	人口（人）	164	100	110	105	66
	増減率（%）	—	△39.0	10.0	△4.5	△37.1
県全体	人口（人）	1,180,977	1,174,026	1,169,788	1,154,008	1,132,526
	増減率（%）	—	△0.6	△0.4	△1.3	△1.9

資料：総務省「国勢調査」

【高齢化比率の推移】

	区分	H12	H17	H22	H27	R2
舢倉島	高齢化率 (%)	29.27	55.00	54.55	50.48	57.58
	増減率 (%)	—	25.73	△0.45	△4.07	7.10
県全体	高齢化率 (%)	18.60	20.90	23.72	27.87	30.00
	増減率 (%)	—	2.30	2.82	4.15	2.13

資料：総務省「国勢調査」

第3 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策

1 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化

(1) 現状と課題

昭和35年より、能登商船（株）が、輪島市本土との間を結ぶ貨客船の運航を開始し、昭和47年より通年運航が始まった。

昭和55年に現在のへぐら航路（株）に経営が移管され、現在では、定期船「希海」が1日1往復運航しているところである。

この定期航路は、交通手段のほか住民の生活必需品や島で獲れた漁獲物、海産物も輸送している。しかし、冬季は日本海特有の強風や高波で船が欠航することが多い。

定期航路の利用人数は、平成28年度から令和元年度にかけては、年間6,000から8,000人で推移していたが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、4,269人まで利用が落ち込んだ。

5月、10月はバードウォッチング、7月、8月は夏休みの観光客で特に利用者数が多い。

→「希海」について

竣工年月	総トン数	旅客定員	速力
平成31年3月	98 t	93人	18.7ノット (最大23.4ノット)

→就航・利用実態

航路区間	航路距離	運行便数(1日)	片道所要時間	片道料金
輪島～舢倉島	50km	2便(=1往復)	約85分	2,300円

【利用者数及び就航率】

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数(人)	8,885	8,176	8,023	6,954	8,773	4,269
うち島民利用	1,082	1,012	1,032	854	806	726
就航率(%)	63.6	61.6	55.2	55.4	59.9	47.7

【月別就航率 (R2年度)】

(単位：%)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
36.7	54.8	66.7	64.5	80.8	50.0	67.7	30.0	19.4	6.7	28.6	48.4

→旅客運賃

区分	運賃
大人(片道)	2,300円
小人(片道)	1,150円
団体割引(15名以上)	1割引
障がい者割引 ※第1種身体・第1種知的障がい者 精神障がい者1級	5割引
島民割引(往復)	大人1,990円 小人1,000円

※島民割引は平成29年度より、国の交付金を活用し、従来の島民向け運賃からJR運賃並みに低廉化

【旅客運賃(大人(片道))の推移】

(単位：円)

S55.7 (会社設立)	S57.8	S59.8	H1.4	H9.7	H17.9	H26.4	R1.10 (現行)
870	1,100	1,500	1,520	1,900	2,200	2,260	2,300

定期船「希海」は、旧定期船「ニューへぐら」が、就航から19年以上経過し、船体の老朽化が進んでいたことから、航路の安全性確保及び利用者の利便性向上のため、平成29年度、輪島市が公設民営方式により建造を開始し、平成31年4月に就航となった。

「希海」の定員数は、「ニューへぐら」の119人より少ない93人となったが、最大貨物積載量が14.0トンから16.8トンに増え、トイレのバリアフリー化や車いす専用席が設置されるなど、利便性の向上が図られたところである。

定期航路は島への唯一の公共交通機関による渡島手段であり、食料等の生活必需品は定期船で運搬されている状況である。物資の流通・住民の生活交通の確保のため、引き続きその航路の維持に努める必要があるが、新型コロナウイルス

ルスの感染拡大による旅客の減少や不安定な原油価格の動向等により、その経営は厳しい状況にある。

→収支状況（R2年度）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
営業費用	90,864	運航収益	20,202
営業外費用	53	営業外収益	70,715
費用合計	90,917	収益合計	90,917

継続的な経営の安定化を図る観点から、将来的に、旅客運賃の値上げを検討する可能性があるが、今後、航路事業者、島民、関係団体等との協議を踏まえて検討していく。

利用者の費用負担の増加の抑制にあたっては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用していく。

（2）講ずべき対策

○定期船を運航するへぐら航路(株)は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅客の減少や不安定な原油価格の動向等より、その経営は厳しい状況にある。物資の流通・住民の生活交通の確保のため、引き続き経営を支援し、その運航の維持に努める。

○特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、平成29年度より、従来の島民向け運賃をJR運賃並みに低廉化することで、島民の利便性向上を図る。

→島民向け運賃（往復）

区分	従来島民向け運賃	低廉化後島民向け運賃	割引額
大人	3,680円	1,990円	1,690円
小人	1,840円	1,000円	840円

（3）重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

○航路輸送旅客数（島民）

1,082人（H27）→1,500人（R3）→1,500人（R8）

○航路輸送旅客数（全体）

8,885人（H27）→9,300人（R3）→9,300人（R8）

2 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

(1) 現状と課題

定期航路により、住民の生活必需品や島で獲れた漁獲物、海産物も輸送されているが、冬季は日本海特有の強風や高波で船が欠航することが多い。

定期航路は島への唯一の公共交通機関による渡島手段であるとともに、食料等の生活必需品の運搬等、物資の流通・住民の生活交通の確保のためには欠かせないものとなっている。

本県唯一の有人離島である舳倉島周辺には、本県有数の漁場が広がっており、舳倉島に水揚げされた水産物は定期航路により輪島港へ輸送されているが、本土側では生じない海上輸送費が漁業者の負担となっている。

→舳倉島港水揚量等

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水揚量(t)	361	278	176	180	182	155
水揚高(千円)	201,870	152,710	114,605	114,730	113,750	79,811
輸送経費(千円)	11,159	10,285	6,896	6,999	8,999	6,797

→主要水産物水揚量・金額の推移

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
メバル	水揚量(t)	31.1	22.5	15.5	19.8	16.5	8.9
	水揚金額(百万円)	27.4	20.9	14.2	12.2	10.9	6.4
ブリ	水揚量(t)	155.4	99.4	35.4	54.8	37.5	53.5
	水揚金額(百万円)	35.2	21.2	7.4	15.5	12.6	10.7
サザエ	水揚量(t)	65.7	44.2	40.2	24.5	27.9	10.3
	水揚金額(百万円)	47.2	27.7	23.3	17.4	15.6	5.6
ワカメ	水揚量(t)	6.6	7.5	10.1	8.0	4.2	4.3
	水揚金額(百万円)	5.8	6.0	9.6	7.5	4.8	4.9

資料：石川県漁業協同組合輪島支所より

(2) 講ずべき対策

- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、舳倉島からの漁獲物の輸送費負担を軽減させることで、舳倉島の基幹産業である漁業の振興と離島集落の地域活動の維持を図る。

→農水産物の品目 魚介類：361トン(平成27年度)
出荷者 石川県漁業協同組合輪島支所

輸送経費

11,159千円(平成27年度実績)

→事業者等の負担

<水産物(生鮮品)輸送コスト低廉化>

(従来)

(平成29年度以降) (単位:千円)

	品名	海上 輸送費	負担区分		負担区分				
			事業者 ※1	漁業者	国 6/10	県 1/10	市 1/10	事業者 2/10	漁業者
移出	魚介類	12,000	4,500	7,500	7,200	1,200	1,200	2,400	-
移入	戻し航走料 ※2								

輸送費が12,000千円であった場合の例

※1 事業者:石川県漁業協同組合輪島支所

これまで、漁業者が輸送手数料を漁協へ支払い、漁協が輸送費を定期船運航業者に支払っていた。

※2 魚介類運搬用空コンテナの島への輸送費

(3) 重要業績評価指標(KPI)及び成果目標

○輸送経費

11,159千円(H27) → 12,000千円(R3) → 12,000千円(R8)

3 雇用機会の拡充等

(1) 現状と課題

島の主産業は漁業である。輪島塗や農業に従事する人はいない。就業構造は平成27年国勢調査時の漁業従事者が76人となっており、この数は20年前と比べると54%、10年前と比べると4%の減少となっている。

舳倉島における漁業の経営形態は親子、夫婦又は兄弟が一隻の漁船をもって就労する家族経営がほとんどであり、海女による収入が経営の重要な位置を占めている。

県水産課が平成26年度に実施した調査では、海女1人あたりの漁業所得は約1,200千円となっている。このうち、夏期のみ海女漁に従事する場合は900千円前後、ほぼ周年従事する場合は2,400千円以上の所得を得ているとされる。

冬期、しけで漁に出られないときは、岩のり、かじめ等海藻の採取、漁網の整備が中心になるが、一部の者は本土に戻り、市内外の建設業、飲食店等へ出

稼ぎに出ている。

島内の民間事業所としては、民宿（２）、製塩施設（１）、発電施設（１）であり、商店や飲食施設はない。なお、事業所の概要は以下のとおりである。

①民宿 ２軒とも、漁家の副業的な位置づけ。主に固定客である釣り人やバードウォッチャーが利用している。なお、島内はキャンプが禁止となっており、宿泊の予約をしていない訪問者は、帰りの便で本土に戻らなければならない。

②製塩施設 平成17年度より海士町自治会が塩作りに取り組んでいる。製品は「舳倉島の塩」の名称で、輪島市内や能登各地の直販施設等で販売されている、島内で生産される数少ない商品の一つ。なお、電気を使ったメタルハライド灯の輻射熱で海水の水分を蒸発させているため、電力需要が高い夏期には製塩を中止している。

③発電施設 北陸電力舳倉島発電所（内燃発電施設） 出力96KWの発電機3基からなる（計288KW）島内唯一の発電施設。近年島内では、エアコンを設置する家屋が増え、海女漁の盛漁期となる夏期には、電力の需給がタイトになっている。このため、新たな施設整備を検討する場合も、電気需要の多寡が計画を左右することが考えられる。

島内での就業は、海女漁をはじめとする漁業に限られており、漁業権とも関係することから、島民の家族や親戚以外では困難な状況にある。

なお、島では少子高齢化が進んではいるが、水産業への就労意欲は強く、島での就労や後継者育成の取組が必要である。

島では、住民の多くが漁業に従事している島であることから、水産業に係る基盤整備等は、漁業の担い手育成、雇用創出、就業機会の確保に繋がるものである。

県及び輪島市は、平成27年度より、新人海女の技術習得に対する経費支援を実施しており、海女を含めた漁業従事者の担い手育成について、住民と行政とが一体となって取り組み、就業の促進を進める必要がある。

→新規就業海女の技術習得支援

対象：就業３年以内の30代までの海女

支援：3万円／月 × 出漁月数（最大11ヶ月：10月休漁）

（２）講ずべき対策

○就業の促進のため、水産業の基盤整備に努め、併せて海女を含めた漁業従事者の後継者の育成について、住民と行政とが一体となって取り組む。

○アワビ、サザエの繁殖に適した藻場を確保するため、ウニ駆除等による藻

場保全に努めるほか、稚貝放流等による資源増大を図るための各種の取組を継続する。

○能登の里山里海が世界農業遺産に認定されたこと、その他の地域資源を最大限に活用し、住民と行政とが一体となって取り組み、産業の振興を進める。

○住民と連携し、新鮮な地元食材や特産品を取り扱う飲食・物販店等の起業など、島内における新たな事業展開について検討する。

(特定有人国境離島漁村再生支援交付金)

○特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、舢倉島からの漁獲物の輸送費負担を軽減させることで、舢倉島の基幹産業である漁業の振興と離島集落の地域活動の維持を図る。【再掲】

(3) 重要業績評価指標 (KPI) 及び成果目標

○海女漁従事者数 (輪島市)

200人 (H27) → 200人 (R3) → 200人 (R8)

※いしかわ創生総合戦略：200人 (H30) →維持 (R6)

4 安定的な漁業経営の確保等

(1) 現状と課題

島の主産業である漁業は、ブリ、マダイ、メバルを対象とした刺網等の漁船漁業、海女によるアワビ、サザエ、わかめ等の採介藻漁業が盛んである。

わかめについては塩蔵わかめとして加工販売をはじめ、平成21年度に商標登録を受けたアワビについては、「輪島海女採り」とタグを付けブランド化を進めている。

水揚量は最近5年間では200トンから300トンで推移しているが、10年前と比べると約1/2に減少し、水揚高も国外の安い魚が大量に市場に出回り、魚価にも深刻な影響が出ている。

漁業を取り巻く環境は厳しいものがあるが、舢倉島は日本海における漁業基地でもあり、多様な魚種、優れた鮮度は市場でも高い評価を得ている。

島では少子高齢化が進んではいるが、地元の水産業への就労意欲は強く、島での就労や後継者育成のため、平成4年から平成11年にかけて増養殖場、平成28・29年にアワビ・サザエの増殖場を整備している。平成13年度から平成17年度にかけて周辺海域において大規模人工礁漁場、平成13年度には老朽化が進んでいた水産物荷捌施設等の生産・流通基盤を整備し、平成21年度には燃料供給施設を整備した。

平成14年度からは外郭施設の整備を促進し、航路及び泊地の静穏度向上を高め、漁港利用に於ける安全性と水産物の安定的な供給を図っている。また、平成21年度からは防波堤の背後集落への高波被害の防止と出荷調整に利用できる蓄養水域の創出を図るため南防波堤を整備している。

漁業が産業の中心となっている舢倉島においては、漁港をはじめ産業基盤の整備は、定住に繋がるものであるため、引き続き着実に行う必要がある。

平成23年6月に伝統的な漁法である海女漁等により、能登の里山里海が世界農業遺産に認定されたところであり、里山里海を活用し、住民と行政とが一体となって産業の振興を進める必要がある。

(2) 漁業者の経営体数、漁船隻数

現在、刺網を主とする舢倉島の漁業経営体数は55経営体で、漁船隻数は96隻となっているが、高齢化等の理由により年々減少している。

(3) 特定有人国境離島地域の周辺海域での外国漁船の操業の実態など、各地域で確認されている近隣諸国の海洋活動等の現状、我が国の領海、排他的経済水域等の保全にあたり抱えている課題や、漁業が果たしている役割等

以前は、能登半島沿岸での韓国漁船によるアナゴかご（筒）漁の違法操業が頻発していたが、今は韓国漁船の操業は見られない。平成23年8月5日には、輪島（舢倉島）北方の我が国EEZ内で違法操業していた中国漁船2隻が第九管区海上保安本部により検挙されている。（無許可操業による現行犯逮捕）

近年は、北朝鮮の漁船と思われる木造船の漂流・漂着が相次いでいる。

(4) 離島漁業再生支援交付金、離島漁業新規就業者特別対策交付金、韓国・中国等外国漁船操業対策事業（水産庁）を活用して実施する事業等

離島漁業再生支援交付金を活用し、アワビやサザエの種苗放流を実施し資源の回復を推進するとともに、地元素材を活用した水産加工品開発などにより、漁業の再生を図っている。

(5) 講ずべき対策

○特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、舢倉島からの漁獲物の輸送費負担を軽減させることで、舢倉島の基幹産業である漁業の振興と離島集落の地域活動の維持を図る。【再掲】

(6) 重要業績評価指標 (KPI) 及び成果目標

○輸送経費【再掲】

11,159千円 (H27) → 12,000千円 (R3) → 12,000千円 (R8)

5 その他地域社会の維持に関し必要な事項

(1) 現状と課題

舢倉島の海女文化の発信や海女漁のブランド化など、世界農業遺産である能登の里山里海の重要な地域資源である海女漁の保存・継承を図り、情報発信していく必要がある。

また、舢倉島は渡り鳥の中継地であり現在までに350種を超える渡り鳥が観測されており、そのため、5月と10月にはバードウォッチングを楽しむ人々で島は賑わう。平成8年には野鳥観察舎も整備され、大都市圏でのPR効果もあり野鳥の島というイメージが深まってきている。

夏休みシーズンは、ダイナミックな手応えを楽しむ磯釣り客やアワビやサザエなど海の幸を求める観光客も多く訪れている。鮮度の高い刺身、アワビ飯等は舢倉島ならではの味覚である。

このような特筆すべき島の魅力を活かした交流施策の検討が必要である。

同時に、島内には宿泊施設は2軒の民宿があるものの、いずれも本業として漁業に従事している方が経営しており、観光誘客による宿泊者の増加への対応など、島内における宿泊施設の規模拡大や滞在機能の強化も課題である。

今後は、世界農業遺産「能登の里山里海」をはじめ、魅力ある地域資源を有効に活用し、本土と一体となった観光振興策を検討する必要がある。

(2) 講ずべき対策

○舢倉島の海女文化の発信や海女漁のブランド化など、世界農業遺産である能登の里山里海の重要な地域資源である海女漁の保存・継承を図り、情報発信を行う。

○舢倉島は、野鳥の島として知られつつあることから、バードウォッチャーをはじめとしたターゲットを意識したプロモーションの強化を図り、多くの観光客が訪れるよう誘客促進に取り組む。

○朝市や白米千枚田など、輪島市が有する多様な観光資源を組み合わせ、本土と一体となった滞在型旅行商品の企画や交流事業の促進について検討する。

○漁業者等と協力し、新鮮な地元食材を使った「食」の魅力発信や海洋資源含め様々な地域の資源を活かした観光振興に努める。

○舢倉島における観光客の利便性向上のため、宿泊施設の改修による魅力向上など、滞在機能の強化について検討する。

(3) 重要業績評価指標 (KPI) 及び成果目標

○海女漁従事者数【再掲】

200人 (H27) → 200人 (R3) → 200人 (R8)

○航路輸送旅客数 (全体)【再掲】

8,885人 (H27) → 9,300人 (R3) → 9,300人 (R8)

第4 重要業績評価指標 (KPI) 及び成果目標

1 数値目標の達成状況や政策効果の評価

特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための措置については、必要に応じて、その実施状況を確認し、国、県、輪島市で情報を共有する。

重要業績評価指標 (KPI) を定めて施策の効果を検証し、改善を行う仕組みを構築する。

2 KPI 及び成果目標

本計画の重要業績評価指標 (KPI) は次のとおりとする。

(1) 人口流出抑制施策の効果に関する指標

項目	平成27年	令和2年	令和7年
国勢調査人口	105人	105人	105人

※H27の水準を維持

前期5年間の取組によりこれまで平成27年の人口水準を維持していたが、令和2年国勢調査人口は大幅に減少した。その主な原因として令和2年はコロナ禍の影響で海女漁の漁期が短縮【例年：7/1～9/30 (3ヶ月) → R2：7/1～8/12 (1ヶ月半)】となり、国勢調査人口結果に影響を及ぼしたものと考えられる。

※漁期短縮により国勢調査対象期間において海女漁従事者が島から本土に移動していたため。

(2) 離島航路輸送旅客数に関する指標

項目	平成27年	令和3年	令和8年
離島航路輸送旅客数（島民）	1,082人	1,500人	1,500人
離島航路輸送旅客数（全体）	8,885人	9,300人	9,300人

※運賃低廉化後の水準を維持

R2年度の実績は、島民利用者数は726人、全体利用者数は4,269人となっており、目標を達成できていない。これは、新型コロナウイルスの感染拡大により、島民や観光客の利用が減少したことが影響している。特に、観光客の利用減少については、輪島市等からの渡航自粛要請が行われたことが影響している。

(3) 水産物の販路拡大施策の効果に関する指標

項目	平成27年	令和3年	令和8年
輸送経費	11,159千円	12,000千円	12,000千円

※H27の水準を維持

水産物の漁獲量は、海況等によって大きく変動するが、前期5年間では減少傾向となった。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店等の営業自粛により、需要減少による魚価の低迷や操業控え等により大きく減少したものである。しかしながら、令和3年度は、こうした影響が続く中、時化等による出漁機会の減少があるものの、回復傾向が見られている。

(4) 雇用機会の拡充等の効果に関する指標

項目	平成27年	令和3年	令和8年
海女漁従事者数	200人	200人	200人

※H27の水準を維持

※輪島市には海女漁に従事することができる女性が250～300人おり、うち、アワビやサザエ漁の鑑札（漁業権の免許）を毎年購入することにより、海女漁が認められる仕組みとなっている。

※「海女漁従事者数」は、鑑札を購入した人数としており、約200人の海女が漁を行っていることから、200人を目標数値として設定している。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店等の営業自粛により、主要な漁

獲物であるサザエの魚価が低迷したことから、操業控え等による鑑札購入者数が減少しているものの、海女漁に従事できる女性の人数は維持されている。